交通ルールを守ろう!!

最近、自転車のルール違反による交通事故が多発しています。

◆自転車のこんな乗り方バツ印

・**信号無視**
道路交通法第7条
罰則3ヵ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

・**2人乗り**
道路交通法第57条第2項
罰則2万円以下の罰金又は科料

・**無灯火運転**
道路交通法第52条第1項
罰則5万円以下の罰金

・**一時不停止**
道路交通法第43条前段
罰則3ヵ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

自転車も道路交通法上では車両です。運転者には交通違反の罰則や交通事故の賠償責任が問われます。

◆県下では依然として振り込め詐欺が多発しています！

犯人は次々と新しい手口でだましてきます。

犯人は、親族や警察官・役所の係員になりすまして、電話をかけ、お金やキャッシュカードをだまし取っています。

・**息子を語り**
「携帯電話の番号が変わった」
「会社の金の使い込み、交通事故を起こした、トラブルになった」

・**警察官を語り**
「あなたの情報がもれている、金融機関の者を行かせます」

・**社会保険庁を語り**
「税金が戻ってきます」

などと電話をかけてきます。

電話の話はすぐに信用せず、電話の相手をよく確認したり家族に相談するなどして被害に遭わないようにしましょう。

注意しましょう！

住宅用火災警報器や消火器等の不適切な訪問販売や点検に関する事案が発生しています。

不適切な点検を行う業者の手口は巧妙であり、高額で住宅用火災警報器や消火器等を販売したり、点検を名目に高額な金額を請求したりします。

◆一般家庭では・・・

女性やお年寄りしかいない日中などに訪問して「消防署の〝方〟から来ました。」とか「法律が改正されて一般家庭にも消火器の設置が必要になりました。」などと設置義務のない一般家庭に言葉巧みに高額な消火器を販売するものです。これらの被害に遭わないためにも知っておいていただきたいことは次のとおりです。

消防機関では、消火器の斡旋・販売や点検は一切行っていません。法律では一般家庭に消火器の設置義務はなく、また消火器を点検する義務もありません。

※住宅用火災報知器の設置は、平成23年6月1日からすべての住宅に義務化されていますが、消防署から一般家庭への斡旋や訪問販売、設置の点検等は一切行っていません。

◆トラブル防止のポイント

○確証のない点検や訪問販売は、はっきり断る
○消防用設備点検業者は、きちんと決めておく
○消火器を勝手に触らせない
○安易に署名、押印はしない
○最寄りの消防署等に確認する
○身分証明書、車のナンバー、服装等を控えておく